

令和7年度大磯町教育委員会第2回定例会議事録

1. 日 時 令和7年5月15日（木）
開会時間 午後1時30分
閉会時間 午後3時28分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
櫻 田 京 子 委員
武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項
議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について
議案第3号 大磯町図書館協議会委員の任命について
議案第4号 令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第5号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
7. 報告事項
報告事項第1号 令和6年度大磯町立中学校の生徒進路状況について
報告事項第2号 令和7年度大磯町立部活動部員等調査結果について
報告事項第3号 大磯式部活動の実施状況について
報告事項第4号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について
報告事項第5号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について
報告事項第6号 大磯町郷土資料館の臨時開館・閉館について

報告事項第7号 大磯町立幼稚園認定こども園移行事業の進捗について
報告事項第8号 いじめに係る対応等について

8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第2回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、報告事項8件でございます。

本日は(5名全員)、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第1回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第1回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第1回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第1回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、4月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の報告は、以上でございます。

【議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について】

教育長) それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、本文については省略いたします。

令和7年5月15日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長) 議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、社会教育委員のうち社会教育の関係者である団体の役員改選に伴い、委員が欠員となりましたので、「大磯町社会教育委員に関する条例」第4条第3項の規定に基づく、新たな委員を委嘱するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長）議案第2号 大磯町社会教育委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在の大磯町社会教育委員の任期は、令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間となっております、11名で構成されております。

委員のうち社会教育の関係者として、大磯町老人クラブ連合会、また、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、大磯町立学校PTA連絡協議会より委員を推薦していただいておりますが、団体の役員改選に伴い新たな委員を推薦していただきましたので、この2名につきまして、大磯町社会教育委員に関する条例第4条第3項の規定に基づき、前任者の補欠委員として新たに委嘱するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページから3ページは、社会教育委員の設置、委嘱の基準等に関する法令の抜粋でございます。

このうち2ページの「大磯町社会教育委員に関する条例」の条文中、第4条第3項に「委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。」とあります。また、同じく第4項に「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とありますので、今回、提案させていただく補欠委員につきましては、前任者の残任期間である令和8年9月30日までとなります。

4ページに社会教育委員の名簿を添付させていただいております。そのうち氏名にアンダーラインをひいた委員が欠員となった方でございます。

なお、その他9名の社会教育委員についての変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長）ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

トーリー委員）こちらのPTA連絡協議会の方は、どちらの学校なのでしょうか。

生涯学習課長）国府小学校のPTAの会長になります。

トーリー委員）国府小ですね。分かりました。ありがとうございます。

教育長）よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員）異議なし。

教育長）異議なしの声がありましたので、議案第2号『大磯町社会教育委員の委嘱について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第3号 大磯町図書館協議会委員の任命について】

教育長) 次に、議案第3号「大磯町図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記) 議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、本文については省略いたします。令和7年5月15日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町図書館協議会委員のうち学校教育の関係者、大磯町立校長会からの変更申し出により、欠員となりましたので、「大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例」第9条の規定に基づく、新たな委員を任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長) 議案第3号大磯町図書館協議会委員の任命について説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧ください。大磯町図書館協議会委員の任期は、令和6年9月1日から令和8年8月31日までの2年間となっており、6名で構成されております。そのうち学校教育の関係者として、大磯町立校長会から国府中学校長が選任されておりましたが、大磯町立校長会からの変更申し出により欠員となりましたので、大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例第9条の規定に基づき、前任者の補欠委員として任命したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

2ページ目をお開きください。委員の選出については大磯町立図書館の設置、管理等に関する条例により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとなっております。

議案のページにお戻りください。令和7年度の変更に伴い、改めて大磯中学校長に委員をお願いするものです。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするため、令和8年8月31日までとなります。

説明資料の3ページ目は、今回の改選前における図書館協議会委員の名簿でございます。

氏名にアンダーラインがある方が、今回欠員となった委員です。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

教育長) よろしいでしょうか。

<質疑応答>

なし

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第3号『大磯町図書館協議会委員の任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第4号 令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について】

教育長) 次に、議案第4号『令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第4号『令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』、本文については省略いたします。令和7年5月15日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第4号『令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、令和8年度に大磯町立小・中学校において使用する教科用図書の採択を行うための方針を定めるため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第4号「令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、資料1をご覧ください。「令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。

大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や大磯町教科用図書採択検討委員会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。

2ページから4ページには、議案にあります教科用図書の採択に係る法令の抜粋を載せてございます。

資料の3ページ、資料3、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第三章「採択」というところを抜粋させていただいていますが、そのうちの第十三条「教科用図書の採択」、第十三条の5「前項の場合において」というところから、読ませていただきます。

「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」そして、第十四条のほう「同一教科用図書を採択する期間」ということで、「義務教育諸学校において使用する教科用図書につい

ては、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」ということになっております。

資料の4ページに行きまして、その資料、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令、抜粋です。この第十五条第一項に、「同一の教科用図書を採択する期間」ということで、最後のところだけ少し抜粋して読ませていただきます。「教科用図書を採択する場合を除き、四年とする」と書いてあります。一度採択をしたら、4年間に付きましては同一の教科書をそのまま使用していいということになっておりますので、小学校につきましては、令和6年度に採択した教科用図書を令和9年度まで、中学校につきましては、令和7年度に採択した教科用図書を令和10年度まで、4年間使用することになります。小学校、中学校ともに、今年度使用しているものをそのまま採択させていただくというような方針で、考えております。

5ページからの参考資料については、令和7年度神奈川県義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針となっています。

補足説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

武沢委員) ご説明、ありがとうございました。

採択方針について意義はありませんし、これは当然のことなので、私としては問題がないと思っていますので、少し補足的なご説明をちょっとお聞きしたいんですけども、教科書の最近の流れによって、デジタル教科書の文科省の推進等が叫ばれていると。それに対して、例えば中学校等ではGIGAスクール教育、デジタル教育プロジェクトで、タブレットとかというのを持っている。そういう中で、大磯町の小学校・中学校のデジタル教科書の使い状況、もしくは、デジタル教科書に対する、世の中では負の意見も相当出ていると思うので、その辺の扱いが非常に、僕としては非常に深刻な問題と考えています。

大磯町としてはどのようにお考えなのか。今分かる範囲で結構ですので、方向性だけでもお聞かせ願えればと思います。

学校教育課主幹) 確かにおっしゃるとおり、デジタル教科書はプラスの面だけではないという見解がございます。

ちょっとどの教科から試行的に使っているというのは、ちょっと、手持ちに今資料がないのですが、デジタル教科書に関して、ワーク教材も含めて、デジタル教材について、試行的に学校でやり始めているところがございます。

もちろんその有効性を検証しながら、紙と併用になるのか、それともデジタルの方向になっていくのかというようなところで、学校と協議しながら、今の子どもたちにとって最適な、有効な使い方というのを検討していくべきだというふうに考えています。

以上でございます。

武沢委員) ありがとうございます。

私も経験的にそういうところに関わってきたことがありますので、もしお力になれることがあれば、こういうことに対して、お力になりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

す。

学校教育課主幹) ありがとうございます。

トリー委員) ちょっと被るような、似たようなところになるのですけれども、今、試行段階ですのであれですけれども、個人的な意見ですけれども、やはり私は、デジタルだけに、将来的に絞っていくのは非常に危険だなと思っております。

今、真っ先にそういうことを始めたフィンランドの中でもすごく問題になって、紙で会議してという、そういう状況を見ると、やはり文章で読んで、触って、紙の感覚とか、そういう感覚的なものって、すごく頭に落としやすい、落ちやすいというところがあるので、デジタルのみということではなくて、うまく併用しながら使っていけるようにしていけたらいいのではないかなと個人的には思っております。

先生方も、あまりデジタルばかりに頼ると、指導力のほうも、またちょっと落ちてしまうのではないかなという懸念も少し感じている次第です。

その辺、これからしっかりと、現場の先生方とも協議して進めていっていただけたらと思っております。

教育長) 現在、紙との併用ということで、デジタル教科書を使っている教科は何教科ですか、全員にわたっているものとしては。全教科にデジタル教科書がわたっているわけではないですよ。

学校教育課主幹) 全教科ではございません。

教育長) 多分ですが、今後も紙との併用が続くものと、情報では受け止めております。

そのほか、ございませんでしょうか。

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第4号『令和8年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第5号 大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について】

教育長) 次に、報告事項第5号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第5号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、本文については省略いたします。令和7年5月15日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第5号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「大磯町学校運営協議会規則」第7条の規定に基づく、新たな委員を委嘱及び任命するため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第10号の規定

に基づき、付議するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第5号 「大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」、補足説明をさせていただきます。

説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

本議案は、大磯町学校運営協議会規則の規定に基づき、大磯町学校運営協議会委員を委嘱及び任命するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

今回、提案させていただく委員の方々は、規則第7条第1項に記載しておりますが、保護者及び地域住民となります。各校より追加で委員の推薦が届きましたので、今回付議をさせていただきます。

なお、説明資料の5ページには、令和7年4月17日時点の学校運営協議会委員一覧を載せました。本日付議される予定の方々を含め、令和7年度の学校運営協議会委員はこのような人員でスタートすることになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。

地域コーディネーターというのがちょっとよく分からないので説明していただけないでしょうか。

生涯学習課長) ちょうど報告事項で、こちらの職についてはご報告させていただくのですが、けれども、まず、地域コーディネーターにつきましては、地域と学校をつなぎまして、地域全体で学校を支援するために、地域学校協働活動というものの活動を展開するのに、コーディネートを行うということで、令和5年度から大磯学区に1名、国府学区に1名、合計2名という形で委嘱をさせていただいております。

その方が基本的に学校運営協議会と地域をつなぐ役という形で行っていきますので、この学校運営協議会のほうの委員として委嘱するという形で、流れになっています。

櫻田委員) ありがとうございます。

教育長) 補足をさせていただきますと、コミュニティスクール制度が十何年ほど前にできて、そして、つい最近では、地域学校協働本部というものができつつあります。その両者を車の両輪として、コミュニティスクールと地域学校協働本部をつなぐものとして、大磯町では2名の方をそれぞれコーディネーターとして任命しております。

そのほか、ございませんでしょうか。

鈴木委員) 今回委員になったばかりで、大磯町のほうの学校の状況というのがなかなか分からないので、少し教えていただきたいのは、この学校運営協議会、これが大磯町、学校における様々な問題、それから、学校の方向性だとか、そういうことが話し合われるのではないかと、思うんですけれども、その辺の運営委員会がどのように機能されているのか。その辺の状況に

についてお話をしていただきたいと思います。

学校教育課主幹) 各学校における諸課題を中心に地域の方を交えて話し合いを進めているような形でございます。

例えば中学校であれば、もちろん部活動の地域移行のことも話し合いますし、あとは地域の行事について、様々な学校のものが地域と協働でやるというもの、やはり昔よりも増えてきているところがありまして、そこをどう、地域の力を借りながら学校の諸課題に、学校だけではなくて対応していくかというのを考える場となります。

ちょっと具体的な課題等について、私のほうも毎回出ているわけではないのですが、ちょっとその辺もまとめをまた確認しまして、またどこかでお話ができたらいいなというふうに考えております。

鈴木委員) 今質問したのは、学校の運営というのは、学校だけじゃないのですね。教員も、それから、教員とかPTAとか、それから地域。この三者が協力して様々な問題を話し合わなきゃいけない。

今は特に最近の状況を見ると、やはり三者の連携が一部できていない。声の大きい人が大騒ぎして、そして混乱しているのではないかなと思うんです。

そういう面で、学校をみんなで、PTA、それから地域の住民も一緒に支えるのだと、そういう意識のためにこの運営委員会があるんじゃないかと、それをやはり、大磯町として、しっかり皆さんが協力してこの学校を盛り立てていただきたいなというふうに思います。

教育長) ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

学校運営協議会は、地域代表とPTA、組織等で構成されていますが、今、現状は、ご指摘のとおり、コミュニティスクールが大磯町で発足して、令和4年にスタートですね。令和4年・5年・6年・7年、4年目に入るわけですが、やはり地域と学校とを結ぶ機関にはまだなり得ていないということも現状ではあるかと思います。やはりPTA組織、学校も全て、有機的なつながりを持って活動することが大事だと思っております。

また、令和4年度からスタートして、なかなか実ができていない状況です。

今後もさらに三者で学校・地域・家庭、PTA組織、様々な団体で協力して運営を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

教育長) よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第5号『大磯町学校運営協議会委員の委嘱及び任命について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第1号 令和6年度大磯町立中学校の生徒進路状況について】

教育長) 次に、報告事項に移ります。それでは報告事項第1号『令和6年度大磯町立中学校の生

徒進路状況について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第1号『大磯町立中学校の生徒進路状況について』ご報告いたします。

まず資料の1は、生沢分校を含めた大磯町立学校中学3年生235名の進路先の状況となります。全日制が215名、定時制が1名、通信制が12名、特別支援学校高等部が5名、その他の進学が2名、就職・家事手伝い等が0名、未定が0名、合計235名でございます。

次に2をご覧ください。全日制高等学校への進学の、公立と私立の割合は、公立高校への進学率が全体の60パーセント、私立高校への進学率が40パーセントであり、昨年より15名ほど私立高校への進学率は高くなっております報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問があればお願いいたします。先ほど私立高校の希望率が15%ほど増えたという報告がありましたが、その件についてもしご質問があればお願いいたします。

特に桜田先生、傾向としては、そういう傾向は。

桜田委員) 世間の。

教育長) 県全体ではどんな感じでしょうか。

桜田委員) 神奈川県だけでなく、全国的に私立への進学が本当に増えているという状況で、公立の学校の存在がちょっと危ぶまれているようなところは感じるところです。高等学校、授業料無償化とか、いろいろとあると思うのですが、基本的に生徒たちは、きれいな学校とか、設備が整っているとか、その辺に魅力を感じる部分も多々あると思いますが、公立はその辺はかなり見劣りするところもあると思うのですけれども、その現状が、大磯町もこんなのだなという印象です。

教育長) ありがとうございます。

トリー委員) この通信制12名ですか。この、例えば不登校とかそういう問題があったお子さんとかがこういうところを選ばれているのか、それとも何かご家庭の事情だとか、あるいは本人が通いじゃなく通信がいいと選んでいるのか。その辺、ちょっと内訳というか詳細がちょっと分かれば教えていただきたいのですけど。

学校教育課主幹) この通信制の12名というのは、おっしゃるとおりほとんど学校に通えていなかった子たち。例えばN校とか、S校とか、飛鳥未来とか、あそこの通信制を利用している子が増えています。

もちろん、N校・S校に関しては、自分で学びの形を選んで不登校じゃないのを選択している場合もあるのですけれども、やはり通信制も若干増えてきているというのが傾向でございます。

桜田委員) 高校の教員だったので。

本当に今、通信制に進みたいと考える生徒が増えてきていて、今全日制に入ったとしても、

途中で通信制に行くという生徒がとても増えています。当然、学校も増えているという状況は、数年前から本当にはっきりしています。

トリー委員) 多様化しているということですね、いろいろ。

教育長) 公立と比べて、費用は高いと思うのですが、それでも需要が増えているということは、やっぱり大変なことだということですかね。

トリー委員) まあ、ただ、それをご本人がすごく望まれて行っている場合はいいのですけど、何かしら、ちょっと学歴的には持っていないと、ということで、全日制だといろいろと問題があつてきつからという状況があつてのことであれば、その辺はちょっとやっぱり課題の一つになってくるのかなとは思いますが、教育現場の。

また何か機会があれば。すみません。

教育長) 生徒進路状況については以上でよろしいでしょうか。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第2号 令和7年度大磯町立中学校部活動部員等調査結果について】

教育長) 次に、報告事項第2号『令和7年度大磯町立中学校部活動部員等調査結果について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第2号『令和7年度大磯町立中学校部活動部員等調査結果について』説明いたします。令和6年度より、「大磯式部活動」を休日からスタートし、1年が経過しました。ここで、大磯町各中学校の部活動の部員数について現状を把握していただきたく、ご報告させていただきます

運動部は両校にサッカー部、野球部、ソフトテニス部、卓球部、バスケットボール部、バレーボール部があります。大磯中学校には柔道部があり、国府中学校には剣道部がありますが、国府中学校の剣道部については部員が3年生のみということもあり、この夏の大会をもって廃部となります。

文化部については両校に科学部、吹奏楽部、美術部があり、演劇部、生物園芸部は大磯中のみ、文芸部、家庭科部は国府中のみに設置されています。

まず、運動部に関して、大磯中学校では現在214名が所属しております。

国府中学校では現在131名が所属しております。

部活入部率は、大磯中学校では80.2パーセント、国府中学校では67.9パーセント、文化部を除いた運動部だけの入部率ですと大磯中学校では49.8パーセント、国府中学校では39.7パーセントとなっています。

大磯式部活動2年目となる今年は、より一層魅力ある部活動の実施に向けて、保護者・地域と一体となり盛り上げていくことができると考えております。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

武沢委員) 部員調査に関しては、ありがとうございます。

それ以外のことで、部活動のことでちょっとお聞きしたいことがありまして、それは、夏休みの子どもたちの活動の時間帯とか形態等は、昨年度から何か大磯町としては工夫されているのかどうか。この猛暑の中で、恐らくいろいろな問題点があると思うのですが、何かその辺、去年実施の状況と、今年の夏の見通しとをご指摘いただければ、お知らせいただければと思います。

学校教育課主幹) 昨年度も含めて、数年前から、夏の暑さの厳しさというのはかなり指摘されていまして。後は豪雨の対応もそうなのですけれども。やはりガイドラインを徹底して守るように学校にはお話、通知も含めて出しております。

ガイドラインというのは、夏休み等の平日は、1日確かにあるのですけれども、それを3時間まで、午前中だけとか午後だけとか。3時間までというふうにしておりまして、時間の制限と、それから熱中症対策として、大会等で、熱中症対策費みたいなところで予算を付けて、各学校にスポーツドリンク等が配付されるような仕組みとなっております。

あとは、一昨年から変わったことなのですけど、大会側の全ての種目の要項に熱中症対策の文言が入るようになっております。

併せてゲリラ豪雨とか雷対応について、ここ数年はしっかり明記をして、初動がしっかりとれるような体制をつくっております。

今分かっている範囲で申しますと以上になります。

武沢委員) ありがとうございます。特に、国府中・大磯中学校の夏の部活動について、またいろいろと精査していただければと思います。

よろしく願いいたします。

櫻田委員) ご説明ありがとうございます。数字で見ると、よく実情が分かる、大変すばらしい資料だと思います。

最近、テレビとか新聞等で部活動というのが話題になると、大磯式部活動の話がいつも出て来て、一昨日は日本テレビ、昨日はNHKで須田さんが出ているなどと思って。多分あれを見て、全国から大磯町ってすばらしいって多分思われると思うのですよ。特に教員目線で言うと、働き方改革がちゃんと進んでいて、部活をやりたい教員も確かにいて、でもやりたくないとか、環境的にできないような教員もいて、どちらにもウィン・ウィンの感じであって、地域の人たちの支援も受けられているというふうに、すごくいい感じで思われているというふうに思うので、これをできるだけ発展させていただきたいなというふうに思います。

ちょっと1点質問ですが、高校だと、県立高校は、ウィークデーは週3日の活動、土日は半日で合わせて1日で、週4回しか活動ができないのですよね。

先ほどの私立に行きたがる生徒が増えているというのは、恐らく部活関係で、そんな制限があるところに行きたくないと思っている子も結構いると思うのですが、中学校に関してはそういう制限みたいなものはあるのですか。

学校教育課主幹) 基本的に県立学校のガイドラインと同じだと思います。

平日も含めて、1週間で最低2日は取る。自治体によっては3日取りなさいとか、学校によってはまあ、4日取るということはないと思うのですが、土日のどちらかを休みにすること

と、平日1日以上休みを取る。

だから、まあ、熱心な学校は、そのぎりぎりのラインで、2日休めばいいんでしょうとか、逆に、というところはあるのですけれども、ただ、やっぱり教員の働き方改革のところがすごく加速化してやっぱり国からも下りてきているので、やはりその辺の勤怠管理を気を付けながらやらないと、過熱し過ぎてしまうとか、そういうところの問題も出てきてしまうので。

なので、バランスを取りながら、現実路線でできるところ。やりたい先生はやれる仕組み、希望しない先生は離れるような仕組み。かつ、できるだけ適正な報酬が付けられるような、そういうところを精査していった、よりよい形にしていきたいなというふうに考えております。

櫻田委員) ありがとうございます。

今地域からは10名、指導に入っていらっしゃるという数字があるのですが、この方々はどのような形で募集をかけているのでしょうか。

学校教育主幹) 公募もしているのですけれども、実際には、今まで関わっていただいた地域指導者という、顧問ではないのですけれども、例えばもう10年以上大磯町に関わってくれているお手伝いの地域指導者がずっといまして、その方をお願いしているケースが多いです。

大磯式の特徴としては、そういった方たちの引率とか、単独運営が可能ということです。

今までの地域指導者のシステムでは、教員がいて、それに引っ付いて、お手伝いという形なら学校に入っていやすいですよというルールだったのですが、そのルールを撤廃して、顧問にもなれる、引率もオーケーですよというような形にしたところが、一つ、教員の負担軽減につながるということで、そのようなシステムを採用しています。

櫻田委員) ありがとうございます。

私はちょっと知らなかったのですが、もう少し大っぴらに、公募していますみたいなことで声をかけると、もう少し地域移行というのが進むかもしれないという印象ではあるので、いろいろ大変だと思いますけれども、引き続き、よろしくお願いします。

以上です。

鈴木委員) 部活の指導者ですけど、今まで教員が基本的に部活を指導していたと。それは、子どもたちが授業中見られない姿だとか人間性だとか、それが、部活動指導を通して、生徒指導というか、結構荒れているというか、そういう子どもたちに対して教員が部活動の中で別な指導ができる場ができるという、そういうよさがあったかと思います。

でも、こういう状況ですから、教員の負担を軽減するという意味で、大磯方式というのは賛成なのですが、私が一番危惧しているのは、地域指導者が10名で、長年そういう子どもたちの生徒指導を今までやってこられた方が続いているということで、人格的にはいいんじゃないかなと思うのですけれども、以前、私が若い時、社会教育で、少年野球の監督をやっていたんですけど、そのときに私は教員で子どもたちを指導していました、それなりに試合結果だとか、そういうのに熱くなって、結構厳しい言葉だとかを子どもたちに行ってしまうことがあったんですけど、多分地域で、地域の指導者が指導すると、やっぱり人権感覚に欠けた、相当厳しいことを言って子どもに要求していると。そういう指導者が混ざっている可能性があるのです。

やはり子どもたちは、運動でとか、自分が強くなりたいだとか、レギュラーを取りたいだとか、そういうような感覚を持っていますから、そうするとそういう人権感覚に欠けた指導者がいると、でも、言うことを聞いてしまうのですね、考えるから。

そういう子どもたちに対する指導者が本当に人格的に立派な方かどうか。この辺を大磯町としてどのような形で審査されているのか。その辺をお聞きしたいです。

学校教育課主幹) 今、委員がおっしゃられたところが、実は学校の先生が一番心配していたところで、最初、大磯式を提案したときに、学校から一番の反発があったのが、外の人を入れるのはいいけども、指導がちゃんとできるのかというところの心配から始まって、先生方は自分の手挙げが多い中で成り立っている部分もあるのですけれども、当然、子どもにとっての安心・安全を追求すると、やっぱり学校の先生が安心だという。子どもはもちろん、そういう子が多いのです。

ただ、現状はやはり一般の方、地域の方を巻き込まなきゃいけないので、そのときの選定の仕方と、教育現場に適した指導者であるために、今実際に工夫していることは、入る前に必ず研修を。ちょっとビデオというか、教育委員会で作ったVTRを見てもらうというところと、あとは、必ず登録をした後にスポーツクラブで面接を入れているのです。面談を入れて、その方の面接状況を聞き取って、学校に情報提供する。こういう方だと情報提供するのですね。それで、学校側はその方を派遣者として認定するかもしれないというシステムを取っています。

他地区はどこまでやっているか分からないんですけれども、その人選って結構大変な問題で、やはりその体罰的なところとかが起ってしまうと、多分大磯式も進まなくなっちゃうところがあるので。

そういった意味では、本当に激変緩和で少しずつ進めているのですけれども、先生達を巻き込みながら、あんまり急激な、地域の人をただ入れればいいのかという形ではなくて、人選も慎重にしていかないと非常に難しいなということを感じています。

なので、研修制度も含めて、やはり同時に考えていかなきゃいけないなというところで事務局も動いているところでございます。

鈴木委員) 私なんかの目線でいくと、相当前に社会教育系をやっていたのですが、教育委員会とかもやったのですが、大人の中というか監督同士の中の会の中だとか、研修の中では、まあそんなに、おとなしいですよ。ところが、実際の指導で子どもの前に向かったときに、その指導者の人間性が出てしまうのです。勝負に、ここで勝たなきゃいけないだとか。そういうときにどうしても、昔だったら、体罰という、いろいろ言葉も、手も、あったのですが、ですから、その部分を一番心配していて、できるだけ学校の校長先生だとか、それから教育委員会の方も、実際にそういう地域の指導者がどういうふうに指導しているか、やはり見ていただく。常に監視じゃないのですが、見守っていただくという部分も必要じゃないかなと。

子どもを守るということをお願いしたいと思います。

教育長) やはり、勝利至上主義と言いますか、部活動は中学校の教員も含めてそういう傾向になりやすい場だと思いますので、十分教育委員会としても、そういう目を持って、勝利至上主義に陥っていないかどうかということは監視をしていきたいと思っています。

ほかにはございませんでしょうか。
教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 大磯式部活動の実施状況について】

教育長) 次に、報告事項第3号『大磯式部活動の実施状況について』、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第3号『大磯式部活動の実施状況について』ご説明申し上げます。

まず、1 ページをご覧ください。この事業は少子化と教員の働き方改革が背景にあり、部活動がこれまでの体制を維持することが難しくなってきたことがきっかけとして、国が地域を巻き込んだ持続可能な部活環境を構築することを提唱し、それを受けて大磯町が始めたものが「大磯式部活動」となります。令和6年5月より中学校2校にて開始しました。

大磯式は、学校施設を活用し、従来の学校部活動と同様の形態で子どもたちの活動機会を保障するものでありながら、指導者は町が委託する文化スポーツクラブを通じて登録・派遣される仕組みとなっております。学校内での実施、教員・地域人材双方の活用、安全面・指導の一貫性・費用抑制を少しずつ実現しており、導入から1年目としては、他の自治体から大変な注目を得ております。

2 ページをご覧ください。活動の概要です。

令和6年度については、運動部22、文化部10の中学校全ての部である合計32の部活動で実施し、生徒569名が参加しました。指導体制としては、教員29名が兼職兼業の形で登録のうち26名が派遣、地域からも15名の指導者の登録があり、そのうち11名が実際に派遣された体制で運営しております。

今後議会等で一番焦点となるのは3 ページ目の予算の執行状況についてと思いますのでこの場でも一旦、ご説明いたします。

(1) R6支出内訳をご覧ください。令和6年度、指導者報酬、保険、事務手数料を含めた全体予算として約911万円を計上し、決算見込みとしては約805万円の執行、差額約106万円の残額が見込まれております。

この予算の残額についての主な要因は、次の2点となります。

1点目は、一部の種目において、同一指導者が複数の部を指導してくださった点です。たとえば柔道や剣道など、男女別の部活動を1人の熟練した指導者が同時に担当してくださったことにより、報酬支出が予定より抑えられました。

2点目は、卓球や野球等の一部指導者が「無償で構わない」とのご意向を示され、報酬を辞退されたケースがあったことです。地域の子どもたちのためにという思いから、自主的に無償で指導いただいた結果、支出を抑えることとなっております。

大きな課題として、(2)の指導者別報酬内訳にあるように、地域の指導者をかなり巻き込んだ基礎は作れましたが、まだまだ教員に頼っている状況が続いています。今後はもっと地域の指導者を巻き込んでできる仕組みづくりが焦点となります。

最後に、今後の展望について申し上げます。

現在、各部1名で対応しておりました報酬対象となる指導者を2名体制とするモデルの検証を進めており、より安定的・持続的な運営体制の構築、さらにもっと地域の指導者を巻き込んだ体制づくりを目指しております。今年度の成果を踏まえ、保護者・地域関係者の理解と協力を得ながら、進めてまいります。

引き続き、子どもたちの豊かな活動の場を守るため、学校だけでなく町全体で知恵を出し合い、教員の働き方改革を進めながら、子どもたちの文化スポーツ活動を充実させつつ、大磯らしい、部活動の在り方を追求してまいります。

ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

<質疑応答>

教育長) 働き方改革と大磯式部活動との矛盾は感じないわけではないわけで、働き方改革を急速に進めれば、部活動を休日に行うというのは、本来地域に地域移行、令和31年度まで、国では地域移行を解決したいという目標を立てていますが、このままの大磯方式だと、地域移行をむしろ押しとどめると、働き方改革の観点から言えば押しとどめるという形にもなるわけで、その辺は矛盾は私は感じているところですが、皆さんはいかがでしょう。

大磯式というのは、なかなか評価が高いようですが、現実には働き方改革を進めるとなると矛盾です。地域移行をどの程度進めようかといっても、実際に地域で部活動を持ってあげようという方がなかなか増えないという現状があります。

ということで、ご意見がございましたらお願いいたします。

武沢委員) 大磯町と、その委託されたスポーツクラブの委託料、年間かどう単位かわかりませんが、どのくらいの額をお払いになっているのでしょうか。

学校教育課主幹) 全体、この大磯式事業全体が911万で、昨年度までいっておりました。そのうちの658万が指導者報酬に充てていまして、残りの240万くらいが。資料に書いてあるところですね。

武沢委員) 事務手数料が。

学校教育課主幹) そうですね。240万くらいがスポーツクラブに入っている手数料です。

武沢委員) ありがとうございます。

もう一つ。中学校なんかだと、練習試合はやりますか。土曜日とか、日曜日とか、ありますか。

学校教育課主幹) 実は、練習試合は、しょっちゅう行われている部があります。実態は、1日活動しちゃっているところがあるかもしれないのですが、大磯式では一応3時間までなので。

武沢委員) そのときに、例えば練習試合は部活指導員で完結してもよろしい。教員がつかなくてもいいのですか。

学校教育主幹) おっしゃるとおりでございます。

今の仕組みですと、教員でなくとも。教員とは限らない形で。

武沢委員) そうすると、この報酬の中に、3ページの資料ですけれども。交通量、練習試合に行くための交通費用というのは積算されていない。ざっくり報酬の中でお願いするという感じでしょうか。

学校教育課主幹) 全くそのとおりですね。旅費についてはちょっとまだ認めてもらえていないので、その報酬の中でお願いしますという形になっているのが現状でございます。

武沢委員) これは、交通費がちょっとばかにならないのですよ。ちょっとうちもスポーツが強い学校だったので、とんでもないところにまで、それがどんどん出てきちゃうような事があって、交通費の対応を、報酬プラス交通費をどうしようかみたいな話があったのですが、まあ大磯町であればそんなに遠くまでは行かないということですね。分かりました。

櫻田委員) 教育委員会でお話を伺ったときに、この部活に関する予算が削減というか、認められなかったということで、減ったと伺っています。今年度、それについて、予算がちゃんとしていれば、これから新たに指導者で入ってくださる方はウェルカムなのですが、お金がないと受け入れられないという状態が出てくるかもしれないのでしょうか。説明が下手ですみません。

学校教育課主幹) 実は、1,500万の予算計上から、また900万に戻ったので、ただ、今年度については、やはりそれでも各部二人体制を検証しようというところで、後ろのお金が足りなくなったとしても、まず1学期、試行的にやってみようというものです。それでその効果を検証して、必要ならば、予算の相談を町部局と相談してやる。だから、本当に必要かどうかということを学期ごとに検証していくようなところで、予算の中でひとまず始めているという形を考えています。

櫻田委員) その検証が求められていたということだったので、段階を踏むということがよく分かりました。ありがとうございます。

鈴木委員) 中学校の教員の部活の指導ですけれどね、自分たちの考え方として、大磯の中学校に長く務められる教員が、基本的に大磯中学校の子どもたちの指導をしてもらうということもいいですけど、自分の住んでいる地域の学校の指導者でなくてもいいのではないかと。そうすれば、もう少し他の地域の指導者が増えると、部活動の運営がよりよくなるのではないかなということで、大磯に住んでいる教員というか、いらっしゃるところでいらっしゃると思います。そういう方に、逆に言うと中学校の部活動指導者に、そういうふうに求めてもいいのではないかなというふうに思います。

次期指導者が少ないというようなことも言われていますから、そのような考え方も結構、そういうふうに思っています。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について】

教育長) それでは、報告事項第4号『地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱について』事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第4号、地域学校協働活動地域コーディネーターの委嘱についてご報

告いたします。表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧ください。

大磯町においては、「地域とともにある学校」づくりを進めるため、令和4年4月から各幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会（コミュニティースクール）が設置されました。

また、令和5年度からは「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して活動を進めて行くにあたり、地域学校協働活動地域コーディネーターを委嘱いたしました。地域コーディネーターは、学校運営協議会に委員として参画し、学校と地域との連絡調整や、地域学校協働活動の企画、運営、地域住民への呼びかけなどを行っています。

令和7年度につきましては、令和7年3月24日から4月21日まで公募を行い、2名の応募がありました。選考委員会により、書類審査と面接を行い、令和7年5月7日から令和8年3月31日までの任期で、大磯学区担当を、宮代とよ子さん、国府学区担当を大友さやかさんに委嘱をさせていただきましたので報告いたします。なお、二人とも、昨年度に引き続き同じ方となります。

2 ページをご覧ください。地域学校協働活動と地域コーディネーターの説明となっております。

地域コーディネーターの活躍により、まち全体で、地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校と地域の双方が一体となった地域づくりを進めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

教育長）ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

＜質疑応答＞

櫻田委員） ご説明ありがとうございます。

お二人は恐らく地域コーディネーターとしての抱負というか、こんなことをやりたいと考えていらっしゃると思うので、もしあれば簡単にお話していただいていいでしょうか。
生涯学習課長） 面接等で、それぞれの地域、大磯の学校区ごとでそれぞれで運営していくということが、この地域学校協働活動になっておりますので、そういった面でもお聞きしております。

やはりそれぞれ、大磯と国府の状況によって、大磯らしい、静かな雰囲気の中で、移住してこられる新しい方と、今まで住んでいる先住の町民の方とのうまい融合ができるような活動を展開していきたいと、そういったことはお二人とも共通して進めていきたいというお声をいただいております。

櫻田委員） ありがとうございます。

教育長） よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について】

教育長） それでは、報告事項第5号『大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について』事務局より報告をお願いします。

旧吉田邸利活用担当課長） 報告事項第5号 大磯町郷土資料館協議会委員の委嘱について、ご説

明いたします。説明資料の1ページ、委嘱理由をご覧ください。

現在、大磯町郷土資料館協議会委員の任期は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間となっており、8名で構成されています。

委員のうち、学校教育の関係者として、大磯町立校長会から推薦していただいておりますが、令和7年4月1日付けで異動があり、欠員が生じました。このため、大磯町郷土資料館条例施行規則第20条の規定に基づき、前任者の補欠委員を新たに任命いたしましたことを報告するものでございます。新任委員は、資料1ページ記載の大磯中学校校長の辻丸聖順さんです。

説明資料の2ページは大磯町郷土資料館条例及び施行規則の抜粋です。

3ページは、改選前の名簿です。氏名にアンダーラインを引いております委員が、前任委員でございます。その他7名の委員につきましては、変更はございません。説明は以上です。教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 大磯町郷土資料館の臨時開館・休館について】

教育長) それでは、報告事項第6号『大磯町郷土資料館の臨時開館・休館について』事務局より報告をお願いします。

旧吉田邸利活用担当課長) 告事項第6号、大磯町郷土資料館の臨時開館・休館について説明をいたします。資料1ページをご覧ください。本件は大磯町郷土資料館条例第5条第2項の規定に基づき、一般公開日に変更することを報告するものです。

今回の一般公開日の変更は、臨時開館、臨時休館の両方があります。

まず、臨時開館についてです。郷土資料館本館、また郷土資料館別館の旧吉田茂邸におきまして、毎月1日の休館日、館内整理日ですが土曜日、日曜日に当たる日である令和7年6月1日、11月1日、令和8年2月1日、3月1日を、施設の利用促進を目的に開館します。

続いて、臨時休館についてです。郷土資料館本館におきまして、燻蒸作業実施期間中である令和7年7月15日から7月21日まで、観覧者及び職員の安全に配慮し、臨時休館いたします。

2ページをご覧ください。燻蒸作業に関して補足説明をいたします。

燻蒸作業の目的ですが、収蔵資料を良好な状態で保存するため、燻蒸を実施します。

燻蒸物件としては、郷土資料館本館1階の第1収蔵庫、地下1階、2階の第2収蔵庫、第収蔵庫、特別収蔵庫及び東蔵の収蔵資料で、合計2,497 m³が対象です。

業務委託につきましては、入札において業務委託先を決定いたします。契約期間は契約締結の日から、令和7年9月30日までですが、燻蒸作業は令和7年7月14日から7月22日までの間に行うこととしています。契約期間が9月までとなっておりますのは、燻蒸の効果判定に公益財団法人文化財虫害研究所の効果判定書の提出を求めており、発行までに時間を要するため

です。

燻蒸方法は殺虫、殺卵等を目的とする密閉燻蒸法により行います。

使用薬剤は、第1収蔵庫はミラクン GX で、第2収蔵庫、第3収蔵庫、特別収蔵庫はアルプ、東蔵はアースレッド W を指定しています。

その他で、燻蒸に使用する薬剤に対しての安全確保のため、郷土資料館敷地全域を、立入禁止区域といたします。燻蒸作業の概要は以上で、3 ページは大磯町郷土資料館条例の該当箇所の抜粋です。

説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 大磯町立幼稚園認定こども園移行事業の進捗について】

教育長) それでは、報告事項第7号『大磯町立幼稚園認定こども園移行事業の進捗について』事務局より報告をお願いします。

子育て支援課長) 説明資料「大磯町立幼稚園認定こども園移行事業の進捗について」に基づき説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。はじめに、「1 事業概要について」です。

現在、認定こども園の設置運営事業者である「社会福祉法人真澄児童福祉会」が設計などの業務を進めており、町に進捗状況の情報提供がありましたので、報告させていただきます。

まず、工事概要です。新しい園舎は木造・2階建、敷地面積は3,565.53 m²、1階と2階を合計した延べ床面積は991.92 m²です。参考に現在の大磯幼稚園園舎の延床面積は1,125 m²になります。保育定員は、保育部101名、幼稚部54名の合計155名です。

次に、設計にあたっての主なコンセプトです。3点あります。

1点目は、「子どもたちにとって『きっかけ』となる環境を目指す」です。こどもの活発な活動を促すための居場所づくりを大切にしていきたいということです。

全ての保育室から園庭に直接出られるようにして、こどもが外遊びしたいと思うきっかけを創る、保育室の園庭側に庇のある縁側テラスを設け、雨の日の遊び場を創る。

次に、2点目は、「保育者にとって『きっかけ』となる環境を目指す」です。保育の可能性やバリエーションを増やせる、保育者にとっても使いやすい施設とすることを大切にしていきたい。例えば、こどもの居場所は全て1階に配置することで、運営の動線を短縮し、保育者同士が連携しやすい環境を創る、保育室の間を建具で仕切ることで、空間の自由度を高め、保育のバリエーションを増やす

次に、3点目は、「安全、地域への配慮と記憶の継承」です。園舎の入り口と駐車スペースを離して配置し、人と車の動線が交差しないよう安全に配慮する2階部分は、南側隣接地

から距離を離して圧迫感をやわらげるなど、地域への配慮を行う、既存樹木を極力残すとともに、伐採する樹木も内装などに再利用することを検討する。以上の点を主なコンセプトとして、現在、設計作業が進められています。

次に、2ページから5ページには、図面を添付させていただきました。

まず、資料の2ページが、既存建築物と計画建築物の「配置図」、次に3ページは保育室などを配置した「1階平面図」、4ページは職員室などを配置した「2階平面図」、そして5ページは建物の「立面図」となります。

1ページにお戻りください。中段の「2スケジュール」についてです。令和7年4月に事業者による基本設計が終了しています。

次に、5月です。5月19日の月曜日、時間は9時30分から、会場は大磯幼稚園2階ホールで、大磯幼稚園保護者の方や町内の子育て世代の方、地域住民の方を対象とした、どなたでも参加できる説明会を開催します。

工事計画や安全対策などについて、設置運営事業者も出席した中で、丁寧にお話したいと考えています。

説明会は、5月19日の開催だけではなく、6月以降にも定期的に行きたいと考えています。また、保護者・事業者・町の三者による協議について、実施時期は調整中ですが、園の運営の引継ぎや開園後の運営方法などについても話し合いを行っていく予定です。

資料1ページの下部には、事業の全体スケジュールを掲載しております。昨年の令和6年12月19日に開催の第9回教育委員会定例会でお示しさせていただきました整備スケジュールの内容と変更はございません。説明は以上です。よろしくお願いします。

<質疑応答>

教育長) 予定どおりのスケジュールですと、令和9年度の4月から開園という見通しですね。
子育て支援課長) そのとおりです。

武沢委員) すみません、これ、場所はどちらの。大磯町のどこに。場所というか。既存の場所ですか。

子育て支援課長) 大磯幼稚園、今の大磯幼稚園の園庭の部分に新園舎を確保済みです、建設すると。それで、今の既存にある大磯幼稚園の園舎のほうは建て壊して園庭になるということです。

武沢委員) 分かりました。2ページの図で、よく北と南が分からなくなつて。これ、大磯幼稚園なわけですね。分かりました。

教育長) 解体工事は6か月程度ということです。

鈴木委員) 新園舎を園庭に造るということで、子どもたちが遊び場というか、そこが狭くなってしまうので、その辺に対する園側の見解、配慮というか、その辺をどういうふうに考えるのか。

子育て支援課長) 以前の説明会においても、やはり保護者の方から、園庭に使用制限がかかってしまうという、こういったところのご心配の声もいただいております。

そういった中で、我々としては、バスの借上げの予算を確保しておりまして、例えば大磯運

動公園など、少し広い公園に移動して園児の運動や活動の機会を確保していきたいと考えております。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第8号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第8号『いじめに係る対応等について』を議題とします。

報告事項第7号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第8号については、秘密会といたします。

傍聴者は退室をお願いいたします。

暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第7号『いじめに係る対応等について』の報告の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いいたします。

<質疑応答>

武沢委員) 気になる点で、立川市立第三小学校で保護者が関わる事案がございましたが、大磯町として、小学校や中学校に依頼文書や、池田小学校くらいになると文科省から文書がきますが、文科省から県教委を通じて町の教育委員会にくると思いますが、今回そこまでの事案ではないと思うので、大磯町として校長先生に注意喚起とか、これからやる予定はありますか。

学校教育課主幹) 事件を受けて、来週の20日、火曜日に学校長が集まる経営者会議というものがございまして、話題にし、対策は検討したいと思っております。

武沢委員) 十分ありうることで、この問題は2点あって、事案に対して学校はどう対応するかということと、学校の敷地の中に第三者が勝手に入ってくるという問題点があり、どの学校でも十分ありうることであり、深刻にニュースを見ていたので、大磯町の小・中学校に十分対策をとっていただきたいと考えているので、よろしくお願いします。

教育長) 立川の事件は皆さんご存じですね、一人の女性の保護者が面会としている時に、残りの二人の男が押し入って、暴行を加えた事案です。十分これからあり得る事案ですので、

よくよく対応を検討していきたいと思います。それでは事務局よりお願いいたします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、6月19日、木曜日、午後1時30分から、福祉センターさざれ石で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年6月19日

教 育 長 府川 陽一

委 員 武沢 陽一

委 員 櫻田 京子

委 員 鈴木 孝善
